

いよいよ3月末まで！ 住民基本台帳カード（住基カード） の無料取得はお早めに！



住基カードの無料交付期間は3月31日までです。これ以降の申請はカードの取得に500円の手数料がかかります。期間終了間際は混雑が予想されますので、お早めの取得をお勧めします。

●申請方法
市民課窓口にお越しください。申請から交付までの所要時間は15分程度です。

●申請に必要なもの
・身分証明書（運転免許証等
官公庁が発行した顔写真入り
の証明書）

※提示できない場合は、仮登録となり、市から発送した照

会書を持参のうえ、後日交付されます。

●コンビニ交付も好評です。

住基カードをお持ちの方で多目的利用サービスの登録がお済の方は、全国のセブンイレブンにおいて住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書が取得できます。

また、市役所窓口より100円安く証明書が取得でき、便利でおとくです。

●利用時間

6時30分～23時
(12月29日～1月3日は休止)

※戸籍証明書

8時30分～20時

●必要なもの

①住基カード
②暗証番号数字4桁
③暗証番号の写し、印鑑登録

証明書、戸籍証明書それぞれに暗証番号の入力が必要)

■お問い合わせ

市民課市民担当
(内線123～125)

税理士による無料申告相談会
小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象に行います。

■日時
1月24日(木)・25日(金)・28日(月)・31日(木)
2月4日(月)
10時～12時 / 13時～16時

国民年金からのお知らせ

年金記録は大丈夫？

1月末より「気になる年金記録再確認キャンペーン」

年金記録問題の解決に向けて、「ねんきん特別便」などにより、ご確認をお願いしてまいりましたが、いまだに約2,200万件の持ち主が確認できない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、お近くの年金事務所等にご相談ください。

後納制度の納期限の延長・受給資格期間の短縮

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができるとの制度です。

■場所 甲府市総合市民会館
■持ち物 印鑑、源泉徴収票等申告に必要な書類
※両相談とも土地・建物及び株式などの譲渡所得及び贈与税の相談はご遠慮ください。

■申告書の書き方をアドバイス
所得税・事業税・住民税の共同説明会及び確定申告書作成

成相談会を行います。

■日時 2月5日(火)
10時～12時 / 13時～16時

■場所 韮崎市役所
別館2階会議室

■お問い合わせ
(甲府合同庁舎内)
甲府税務署
055-1254-6105

しかし、この間に保険料を納められなかった場合や、被保険者として届出忘れにより資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなる可能性があります。この事態を避けるために、国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長する後納制度が始まりました。

●この制度を利用すると
10年前までの保険料を納めることができます。

■後納保険料の納付
事前に年金事務所へ申し込みが必要です。

●後納期間
平成27年9月30日まで

●対象となる保険期間
申込月の10年前

(例：25年1月の申込の場合
15年1月分未納保険料)

※既に老齢基礎年金を受給している方・65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は利用いただけません。

また、平成27年10月より、年金受給資格期間がこれまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮されることをご予定されています。これまで受給資格を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

■お問い合わせ・お申し込み
*国民年金保険料専用ダイヤル
0570-1011-050

*日本年金機構電王年金事務所
055-1278-1100

ねんきんネット
(http://www.nenkin.go.jp)